

## 第2章 給料・手当

### ○大隅肝属広域事務組合管理者等の給与に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第20号

肝属地区一般廃棄物処理組合管理者等の給与に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理者等の給与）

第2条 管理者等の給与は、給料とする。

（給料の額）

第3条 管理者等の給料の額は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 年額126,000円
- (2) 副管理者 年額102,000円

（給料の支給方法等）

第4条 管理者等の給料は、年度末に支給する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 管理者等が、年の中途において退職し、又は新たに就職した場合における給料の額は、月割によって計算する。この場合において、当該在職期間が1月に満たない場合又は1月未満の端数がある場合は、これを1月とする。

3 前2項に定めるもののほか、給料の支給方法については、組合職員の例による。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。